

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
規則	
◎高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の施行の日を定める規則	1
◎高知県特定都市河川浸水被害対策法施行細則	1

規則

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第80号

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例の施行の日を定める規則

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和6年高知県条例第44号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和6年12月3日とする。

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行細則をここに公布する。
令和6年11月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第81号

高知県特定都市河川浸水被害対策法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）を施行するため、法、特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号。次条において「政令」という。）及び特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）並びに高知県特定都市河川浸水被害対策法施行条例（令和6年高知県条例第44号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令及び省令並びに条例において使用する用語の例による。

（雨水浸透阻害行為協議書への図書の添付）

第3条 省令第16条第1項の雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書（同条第2項及び第3項の規定に適合するものに限る。）を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の許可の申請手続）

第4条 省令第16条第2項の計画説明書は、別記第1号様式による雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書（次項において「計画説明書」という。）によるものとする。
2 計画説明書には、雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事に係る工程表を添付しなければならない。

（雨水浸透阻害行為の変更の許可申請及び協議の手続）

第5条 法第37条第2項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の許可の申請及び同条第4項において準用する法第35条の規定による協議は、別記第2号様式による雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書（次項において「変更許可申請（協議）書」という。）によりしなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規定により変更許可申請（協議）書を提出する場合に準用する。この場合において、同条中「図書」とあるのは、「図書のうち当該変更に伴いその内容が変更されるもの」と読み替えるものとする。

（雨水浸透阻害行為の変更の届出手続）

第6条 法第37条第3項の規定による雨水浸透阻害行為の変更の届出は、別記第3号様式によりしなければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出）

第7条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事に着手したときは、別記第4号様式により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（雨水浸透阻害行為に関する工事の工程の終了の報告）

第8条 法第30条の許可を受けた者は、当該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の日の3日前までにその旨を知事に報告しなければならない。

（1） 地下構造を有する雨水貯留浸透施設の設置

（2） 前号に掲げるもののほか、あらかじめ知事が指定する工程

（雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書への図書の添付）

第9条 省令第26条第1項の雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）

（2） 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（縮尺500分の1以上のものに限る。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書への図書の添付）

第10条 省令第26条第2項の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

（1） 工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類

（2） 雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合にあっては、廃止時の当該土地の現況地形図（縮尺2,500分の1以上のものに限る。）

（3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める図書

（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付）

第11条 知事は、法第38条第2項の規定による検査の結果、当該雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合すると認めたときは、法第30条の許可を受けた者に別記第5号様式による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証を交付するものとする。

（標識の様式）

第12条 次の各号に掲げる標識の様式は、当該各号に定めるところによる。

（1） 法第38条第3項の雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識 別記第6号様式

（2） 法第45条第1項の保全調整池が存する旨を表示した標識 別記第7号様式

（3） 法第54条第1項の貯留機能保全区域である旨を表示した標識 別記第8号様式

（身分証明書）

第13条 法第42条第2項及び第74条第2項（法第77条第5項において準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、別記第9号様式によるものとする。

（書類の提出部数）

第14条 法若しくは省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類（添付する図書等を含む。）の部数は、正本及び副本各1部とする。

（事務処理の特例）

第15条 条例第6条第23号の規則に基づく事務であって別に規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。

（1） 第3条（第5条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による雨水浸透阻害行為協議書への添付図書の受理

（2） 第4条第2項の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事に係る工程表の受理

（3） 第7条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の着手の届出の受理

（4） 第8条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の工程の終了の報告の受理

（5） 第9条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書への添付図書の受理

- (6) 第10条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書への添付図書の受理
- (7) 第11条の規定による雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証の交付
- 附 則**
- この規則は、令和6年12月3日から施行する。

別記
第1号様式（第4条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者	住所（所在地）	郵便番号		電話番号						
	氏名（名称及び代表者の職・氏名）									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を越えるときは、当該越える区域を含む。以下同じ。）内の土地の現況	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面無）	道路（法面有）	鉄道線路（法面無）	鉄道線路（法面有）	飛行場（法面無）	飛行場（法面有）
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地（法面を除く。）	舗装された土地（法面に限る。）	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面無）	道路（法面有）	鉄道線路（法面無）	鉄道線路（法面有）	飛行場（法面無）	飛行場（法面有）
行為区域内の土地利用計画	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	舗装された土地（法面を除く。）	舗装された土地（法面に限る。）	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	行為前の流出係数					行為後の流出係数				
	行為前の流出雨水量	m ³ /秒				行為後の流出雨水量			m ³ /秒	
雨水貯留浸透施設の計画	名称		容量又は規模及び構造		管理者（帰属先）					
その他										

注 「その他」欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載してください。

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請（協議）者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について、特定都市河川浸水被害対策法第37条第1項
第37条第4項において準用する同法第35条の規定により次のとおり申請（協議）します。

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可（協議）番号			年 月 日 第 号
工事の計画の変更に伴い変更する事項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他必要な事項			
※受付年月日			年 月 日 第 号
※変更の許可（協議）に付した条件			
※変更の許可（協議）番号			年 月 日 第 号

注 1 「変更に係る事項」欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」欄は、変更しようとする事項について変更後のものを記入してください。
2 「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、農地法（昭和27年法律第229号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況等を記入してください。
3 ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名
（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

雨水浸透阻害行為変更届出書

雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号				
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称							
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日				
		変更前	年 月 日				
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日				
		変更前	年 月 日				
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日				
		変更前	年 月 日				
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日				
		変更前	年 月 日				
変更の理由							
その他必要な事項							

第4号様式（第7条関係）

高知県知事 様

年 月 日

届出者 住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）に
ついて、次のとおり着手しましたので、高知県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第7
条の規定により届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する 工事の着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年 月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に 含まれる地域の名称		
工事施 工者	住所（法人にあっ ては、主たる事務 所の所在地）	
	氏名（法人にあっ ては、名称及び代 表者の職・氏名）	
	連絡先	電話番号
	現場管理者の氏名	

第5号様式（第11条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日 号

様

高知県知事

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果、特定
都市河川浸水被害対策法第32条の政令で定める技術的基準に適合していることを証明
します。

雨水浸透阻害行為の許可 番号		年 月 日 第 号
雨水浸透阻害行為の区域 に含まれる地域の名称		
許 可 を 受 け た 者	住所（法人にあっ ては、主たる事務 所の所在地）	
	氏名（法人にあっ ては、名称及び代 表者の職・氏名）	

第6号様式（第12条関係）

90センチメートル

雨水貯留浸透施設
高 知 県

施設の名称

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

施設の容量及び構造の概要

高知県知事の許可を要する行為

施設の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第30条の許可に係る工事により設置されたものです。

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第7号様式（第12条関係）

90センチメートル

保 全 調 整 池
高 知 県

名称

指定番号

保全調整池の容量及び構造の概要

高知県知事への届出を要する行為

保全調整池の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この保全調整池は、特定都市河川浸水被害対策法第44条第1項の規定に基づき指定されたものです。

70センチメートル

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第8号様式 (第12条関係)

90センチメートル

70センチメートル

貯留機能保全区域

高知県

名称

指定番号

貯留機能保全区域の位置

貯留機能保全区域の管理者及び連絡先

標識の設置者及び連絡先

この貯留機能保全区域は、特定都市河川浸水被害対策法第53条第1項の規定に基づき指定されたものです。

注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等によりこの様式によりがたい場合は、「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

第9号様式 (第13条関係)

9.0センチメートル

6センチメートル

写真貼り付け箇所

第 号

身分証明書

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期限 年 月 日

上記の者は、特定都市河川浸水被害対策法第42条第1項、第74条第1項又は第77条第1項の規定に基づき立入検査をする職員であることを証明します。

年 月 日発行

高知県知事

- 備考 1 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。
- 2 この身分証明書を紛失し、又はこの身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 3 この身分証明書は、転任し、又は退職したときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

特定都市河川浸水被害対策法 (抜粋)

(立入検査)

第42条 都道府県知事等は、第30条、第37条第1項、第38条第2項、第39条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、雨水浸透阻害行為に係る土地 (対策工事に係る建築物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策工事の状況又は当該対策工事により設置された施設を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(立入検査)

第74条 都道府県知事等は、第57条第1項、第62条第1項、第63条第2項、第64条、第66条、第71条第1項又は前条第1項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地若しくは建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物又は当該土地若しくは建築物において行われている特定開発行為若しくは特定建築行為に関する工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第77条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは指定都市等の長又はその命じた者若しくは委任した者は、第3条第3項 (同条第5項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の規定による特定都市河川流域の指定又は第44条第1項の規定による保全調整地の指定に関する測量又は調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

2～4 略

5 第74条第2項の規定は、第1項の場合について準用する。

6～10 略